

知事部局所管
県有建築物保全計画

令和7年度～令和16年度

令和7年3月

大分県

目 次

1 はじめに	
（１）本計画の背景と目的	・・・ 1
（２）本計画の位置付け	・・・ 1
（３）これまでの取組	・・・ 2
（４）本計画の期間	・・・ 3
（５）本計画の対象施設	・・・ 3
（６）本計画の見直し	・・・ 3
2 現状と課題	
（１）施設の現状	・・・ 4
（２）将来の経費見込み	・・・ 5
（３）施設の課題	・・・ 7
3 今後の具体的な取組	
（１）長寿命化の実施方針	・・・ 8
（２）点検・診断等の実施方針	・・・ 9
（３）維持管理・更新等の実施方針	・・・ 10
（４）安全確保の実施方針	・・・ 14
（５）耐震化の実施方針	・・・ 14
（６）統合や廃止の推進方針	・・・ 14
（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針	・・・ 15
（８）脱炭素化の推進方針	・・・ 15
（９）DXの推進方針	・・・ 15
（10）地域材利用の推進方針	・・・ 15
（11）民間活力導入の推進方針	・・・ 15
（12）市町村との連携の推進方針	・・・ 16
（13）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・・・ 16
4 施設分類別の情報	・・・ 18
用語解説	・・・ 19

1 はじめに

(1) 本計画の背景と目的

本県では、庁舎や教育施設、スポーツ・レクリエーション施設など多数の県有建築物を保有している。これらの県有建築物の多くは、多様化・増大化する県民ニーズや高度経済成長期及びバブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し集中的に整備されており、今後、急速に老朽化が進むことから、長期的な視点で計画的な保全を行い、施設の安全・安心を確保する必要がある。

また、改修や更新のための費用も増加することが予測され、本県の財政運営に大きな影響を及ぼすことも懸念されている。

さらに、今後の人口減少を踏まえた施設の在り方の検討や、脱炭素化、DX等の新たな課題への対応も必要である。

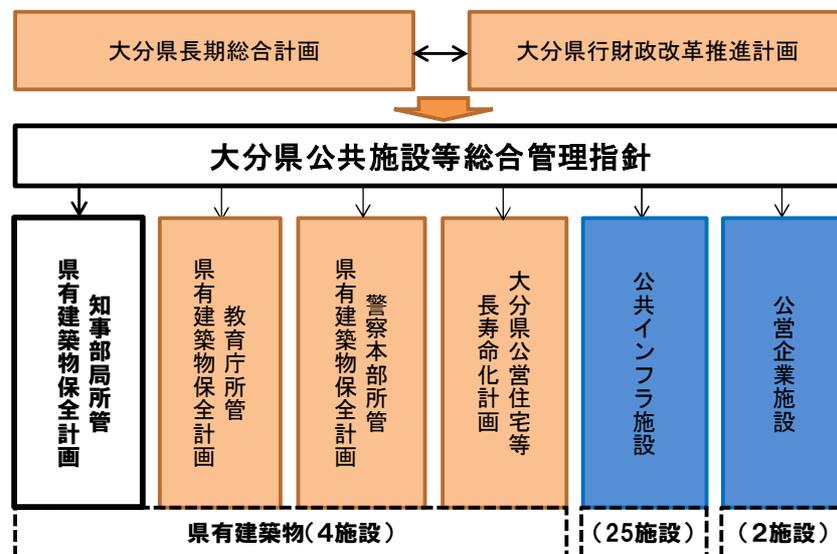
本県では、「大分県公共施設等総合管理指針」（以下、「総合管理指針」という。）を平成27年7月に策定するとともに、「知事部局所管県有建築物保全計画」（以下、「本計画」という。）を平成27年11月に策定し、予防保全型維持管理による長寿命化や施設総量の縮小などを進めてきた。引き続きこうした取組を推進するとともに、県有建築物を取り巻く状況の変化にも対応した取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すため、本計画を改定するものである。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、総合管理指針の確実な推進を図ることを目的に策定する知事部局所管県有建築物の個別施設計画である。【図1】

また、本計画は、「大分県長期総合計画」や本県行財政改革の指針である「大分県行財政改革推進計画」との整合を図るものとする。

【図1】 本計画の位置づけ



(3) これまでの取組

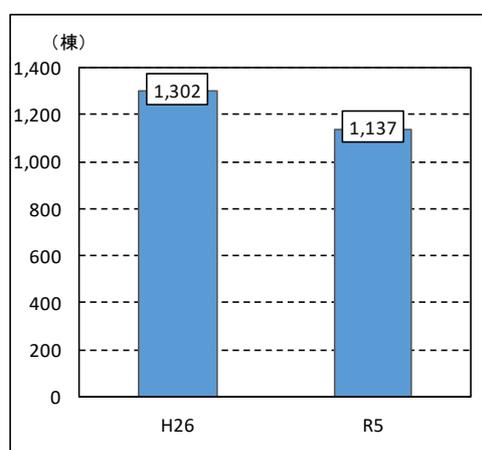
平成 27 年 11 月の本計画策定以降、人口減少などの社会情勢の変化等を勘案した施設総量の縮小や予防保全型維持管理による長寿命化など、本計画に基づく取組を進めてきた。

① 施設総量の推移

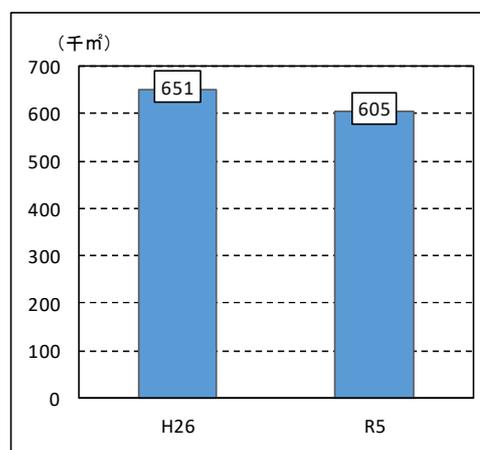
知事部局所管の県有建築物の棟数は、本計画策定前の平成 26 年度末には 1,302 棟保有していたが、施設の利用状況等を総合的に勘案し、必要性が低下している施設については用途廃止を行い、民間への売却等を進めた結果、令和 5 年度末では 1,137 棟となり、平成 26 年度末と比較すると 165 棟（率にして約 12.7%）減少した。【図 2】

また、延床面積についても、平成 26 年度末の約 651 千㎡から令和 5 年度には約 605 千㎡となり、約 46 千㎡（率にして約 7.1%）減少した。【図 3】

【図 2】 施設の棟数の推移



【図 3】 施設の延床面積の推移



② 主な予防保全工事の実績

本計画策定以降、長寿命化を図るための予防保全工事を計画的に実施してきた。適切な時期に外壁や内装、設備機器の改修を実施するとともに、地方総合庁舎については、必要に応じて脱炭素化等の機能向上を実施している。【表 1】

【表 1】 主な予防保全工事の実績

施設名	実施年	工事の内容
中部保健所由布保健部	R 2	築 20 年目を迎えたことから、外壁の改修や空調設備の改修を実施した。
宇佐総合庁舎	R 5、R 6	築 40 年が経過したことから、外壁や内装等の大規模改修を実施するとともに、ZEB 化改修により「ZEB Ready」認証を取得した。

(4) 本計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

(5) 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、県庁舎本館など知事部局が所管する県有建築物（県営住宅を除く。）とする。【表2】

【表2】本計画の対象施設

区 分	主 な 施 設	施設数
① 庁舎等	県庁舎本館など	33
② 福祉・保健・衛生施設	中部保健所など	23
③ 産業系施設	産業科学技術センターなど	23
④ 教育施設	大分高等技術専門学校など	7
⑤ 芸術・文化施設	総合文化センターなど	3
⑥ スポーツ・レクリエーション施設	大分スポーツ公園総合競技場など	19
⑦ 職員住宅	国東単身者住宅など	32
⑧ その他の施設	防災航空隊待機所など	27
計		167

(6) 本計画の見直し

本計画における施設数や予防保全型維持管理対象施設、実施時期等は、令和5年度末（令和7年3月改定）現在での数値等であるため、今後の社会環境の変化などに応じて、必要な見直しを行うものとする。

2 現状と課題

(1) 施設の現状

知事部局所管の県有建築物は、県庁舎本館などの庁舎等、保健所などの福祉・保健・衛生施設、産業科学技術センターなどの産業系施設、高等技術専門校などの教育施設、総合文化センターなどの芸術・文化施設、大分スポーツ公園総合競技場などのスポーツ・レクリエーション施設など多種多様な施設が建設されており、令和5年度末現在において、1,137棟、約605千㎡となっている。【表3】

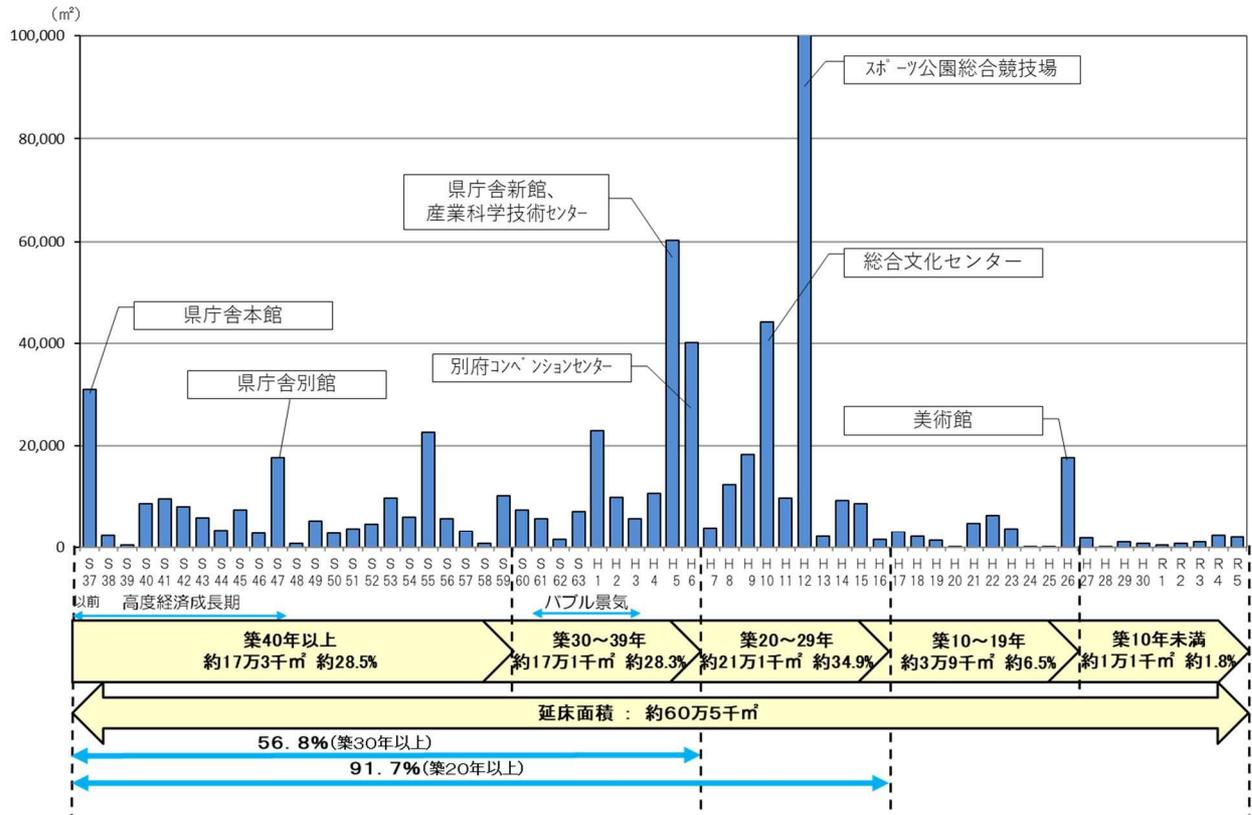
これらの施設は、主に昭和37年以降に建設してきたが、特に平成元年から平成12年にかけて、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化に対応するため、総合文化センターや大分スポーツ公園総合競技場など多くの大型施設を建設している。

建築経過年別では、令和5年度末現在において、既に築30年以上経過した施設が延床面積比で全体の約56.8%、築20～29年が約34.9%、築10～19年が約6.5%となっており、老朽化が進んでいる状況にある。【図4】

【表3】施設の保有状況及び用途別延床面積（令和5年度末現在）

用途別施設分類	延床面積（千㎡）		棟数
① 庁舎等	140	23.1%	127
② 福祉・保健・衛生施設	44	7.2%	107
③ 産業系施設	97	16.0%	405
④ 教育施設	65	10.7%	159
⑤ 芸術・文化施設	87	14.4%	6
⑥ スポーツ・レクリエーション施設	116	19.3%	164
⑦ 職員住宅	41	6.9%	80
⑧ その他の施設	15	2.4%	89
合計	605	100%	1,137

【図4】施設の建築年別延床面積の状況（令和5年度末現在）



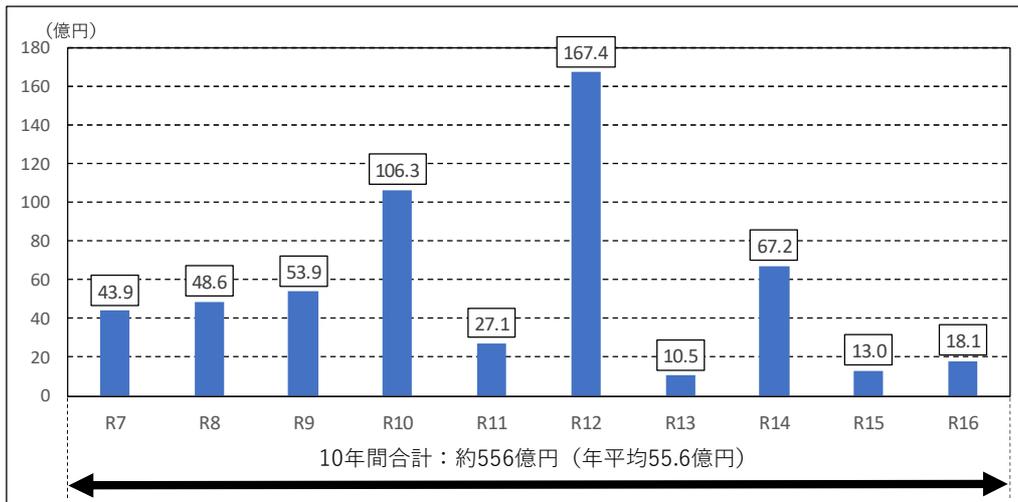
（2）将来の経費見込み

知事部局が保有する施設について単純更新を行った場合と長寿命化対策を行った場合について、以下の条件のもと試算をする。

ア）単純更新（事後保全型維持管理）

令和5年度末現在の施設を全て保有し続け、単純更新（大規模改修：30年目、更新時期：60年目）した場合の経費は、令和7年度から10年間の総額で約556億円（年平均約55.6億円）が必要と見込まれる。【図5】

【図5】 将来の経費見込み（単純更新：事後保全型維持管理）



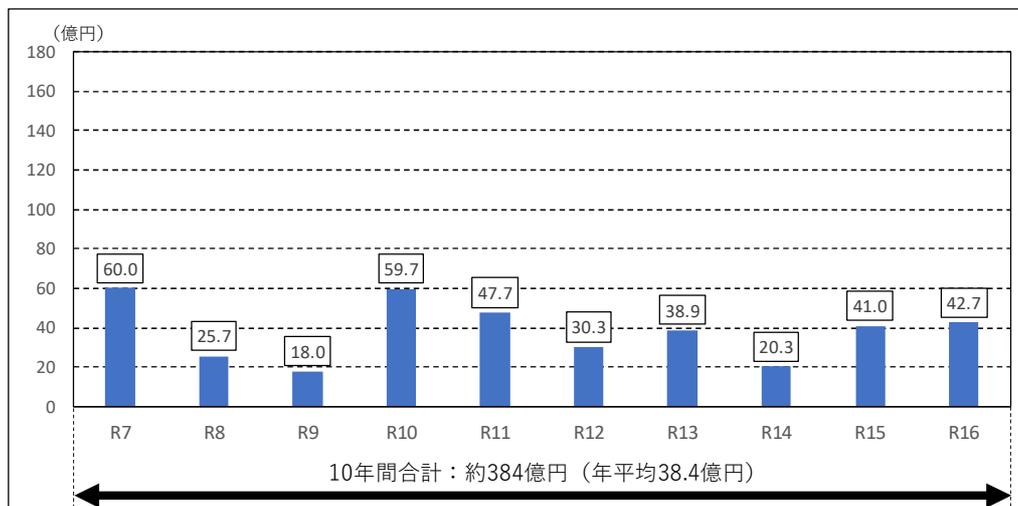
イ) 長寿命化対策（予防保全型維持管理）

「3（3）維持管理・更新等の実施方針」に基づき、長寿命化する施設を重点化した上で、令和5年度末現在の施設を全て保有し続け、長寿命化対策（予防保全型維持管理：改修：20年目、40年目、60年目、更新時期：80年目）を実施した場合の経費は、令和7年度から10年間の総額で約384億円（年平均38.4億円）が必要と見込まれる。【図6】

単純更新した場合と比較して、総額で約172億円、年間約17.2億円の経費が縮減できる見込みである。

一方、県有建築物保全事業予算（令和6年度当初予算額：30億円）と比較すると、年間約8.4億円不足すると見込まれることから、総量の縮小や管理水準の見直しを図るとともに、国の補助事業の活用や交付税措置のある有利な地方債を活用するなど財源の確保に努める。また、必要に応じて大分県県有施設整備等基金、大分県立文化・スポーツ施設等整備基金なども有効に活用する。

【図6】 将来の経費見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）



(3) 施設の課題

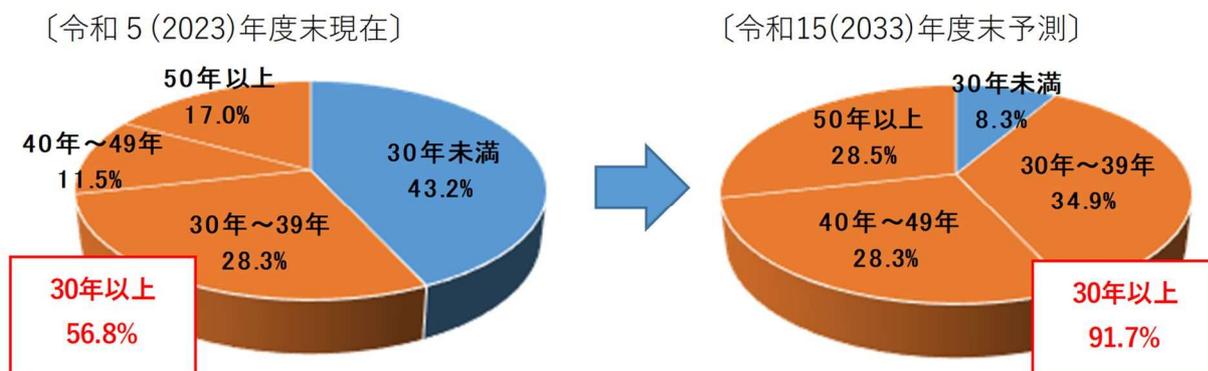
① 老朽化の懸念

令和15年度末には、築30年以上経過した施設が、延床面積比において全体の約92%を占めることが予測される。この割合は、教育庁や警察本部などを含めた総合管理指針における同割合の約89%に比べやや高い割合となる。【図7】

このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。今後は、特に高度経済成長期に集中的に建設された施設が築60年を超え、平成初期に建設した大規模施設も築40年を迎えるなど、施設の老朽化問題が急速に深刻化すると見込まれる。

このような状況から、長期間における施設の改修・更新費用の総額を抑制すること、及び改修時期の分散による財政負担の平準化を図ることが喫緊の課題となっている。

【図7】施設の経過年数の状況



② 施設総量の縮小や新たな課題への対応

今後、人口減少や人口構造の変化に伴い、施設の利用需要等も変化していくことが予想されることから、施設の在り方について検討する必要がある。施設の改修・更新費用を抑制する観点からも、県有施設として必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化等を行い、施設総量を縮小する必要がある。

また、施設の管理に当たっては、脱炭素化やDXといった新たな課題に対応するため、多様な施策や主体との連携も必要である。

3 今後の具体的な取組

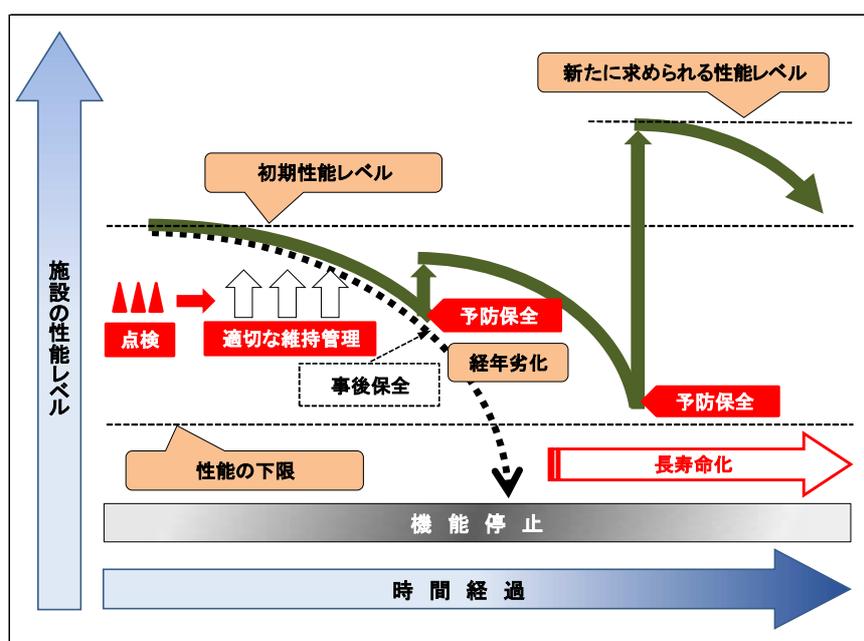
施設の計画的な管理については、総合管理指針において、①施設の長寿命化の推進、②施設総量の縮小、③多様な施策・主体との連携の3つを取組の方向性として定めており、これを推進するため以下の（1）から（13）の取組を行う。

<p>1 施設の長寿命化の推進 計画的な予防保全による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。</p>
<p>2 施設総量の縮小 社会情勢の変化や施設の利用状況などを踏まえ、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。</p>
<p>3 多様な施策・主体との連携 社会情勢の変化に適切に対応し、効率的な管理を行うため、多様な施策や主体との連携を進める。</p>

（1）長寿命化の実施方針

事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著化する前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考え方にに基づき、建築後の経過年数が概ね20年、40年、60年を迎える時期に予防保全工事を実施し、県有建築物の使用期間を80年程度とすることにより、長寿命化を図る。【図8】

【図8】 計画的な予防保全型維持管理による長寿命化のイメージ



(2) 点検・診断等の実施方針

① 目的

点検・調査により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。また、建築物や設備機器を良好な状態で維持管理することで、長寿命化を図りつつ、施設利用者の安全確保や安定した県民サービスを確保する。

② 点検・調査方法及び時期等

調査方法	対 象	調査者	時 期	内 容 (例)
建築基準法第 12 条に基づく点検	(建築物) ・特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの ・特殊建築物で階数が 3 以上かつその用途に供する部分の床面積が 100 m ² を超え 200 m ² 以下もの ・事務所等で階数が 3 以上かつ延床面積が 200 m ² を超えるもの (建築設備) ・昇降機 ・上記建築物の昇降機以外の建築設備 ・防火設備	建築技術職員	(建築物) 1 回 / 3 年 (建築設備) 1 回 / 1 年	敷地、建築物の内外部、電気、機械設備等の点検 (参照) 県有建築物 12 条点検及び保全調査マニュアル
県マニュアルに基づく保全調査	(建築物) ・主要な建築物 (建築設備) ・上記建築物の昇降機以外の建築設備	建築技術職員	1 回 / 3 年	敷地、建築物の内外部、電気、機械設備等の調査 (参照) 県有建築物 12 条点検及び保全調査マニュアル
日常的な簡易点検	全施設	施設管理者	毎日	漏水箇所や避難通路確保等の点検 (参照) 県有建築物施設管理者の点検マニュアル

※点検・調査の実施要領は県有財産経営室公共施設総合管理班において別に定める。

※指定管理施設については、「指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、施設所管課及び建築技術職員により少なくとも年 1 回以上、危険箇所等の調査を行う。

※特殊建築物とは、建築基準法で定められた「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、

展示場、共同住宅、寄宿舍、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場その他これらに類する用途に供する建築物」をいう。

③ 施設管理者の役割

施設管理者は財産管理の責任者として、施設の建築年月日、構造、規模及び改修履歴等の情報を整理し、維持管理業務を通じ日常的に建築物の性能状態を把握する。

また、指定管理施設にあつては、劣化状況の把握等について、指定管理者からの報告聴取のみとせず、指定管理者と協力し自ら建築物の性能状況の把握に努める。

(3) 維持管理・更新等の実施方針

対象施設を次の「施設の分類及び保全の実施基準」の分類に区分し、その分類ごとに設定した実施基準に基づき、必要な機能や性能を維持する機能回復などの工事を適宜実施する。

【表 4】

まず、事業決定フローにより事業を実施することの適否を判断する。【図 9】

これにより予防保全工事の事業実施が適当と判断した場合は、予防保全工事実施フローにより事前に現地調査を行った上で、工事の必要性や工事内容の確認を行う。【図 10】

なお、事業決定フローにて事業実施が不適当と判断した場合は、撤去・売却等の検討を行う。

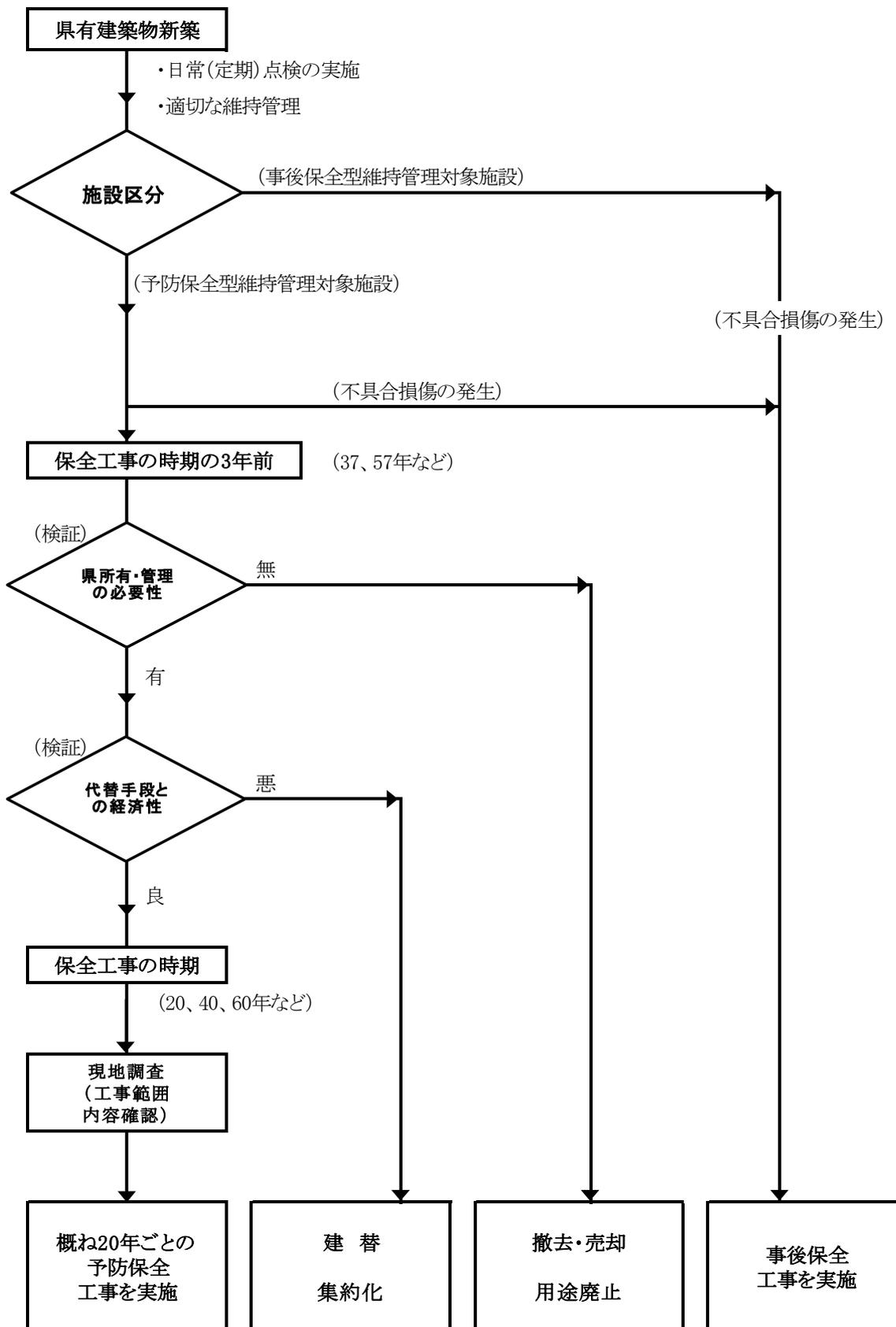
【表 4】 施設の分類及び保全の実施基準

分 類	予防保全型維持管理対象施設 (79 施設、432 千㎡)
選定基準	日常的に県民が利用する施設や使用頻度の高い庁舎などの主要な施設
対象施設	県庁舎本館ほか
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後の経過年数が概ね 20、40、60 年目を迎える時期それぞれに、予防保全工事を実施する。 ・ ただし、駆体の劣化状況によっては、40 又は 60 年目の予防保全工事は実施しない。 ・ 具体の手続きは、予防保全工事実施フローのとおりとし、その実施に当たっては、事前に現地調査を行い、改修工事の必要性の確認を行う。 ・ 予防保全工事の実施時期 (20、40、60 年目)には該当しないが、必要と判断される工事については、各施設の状況及び時期を勘案して実施する。

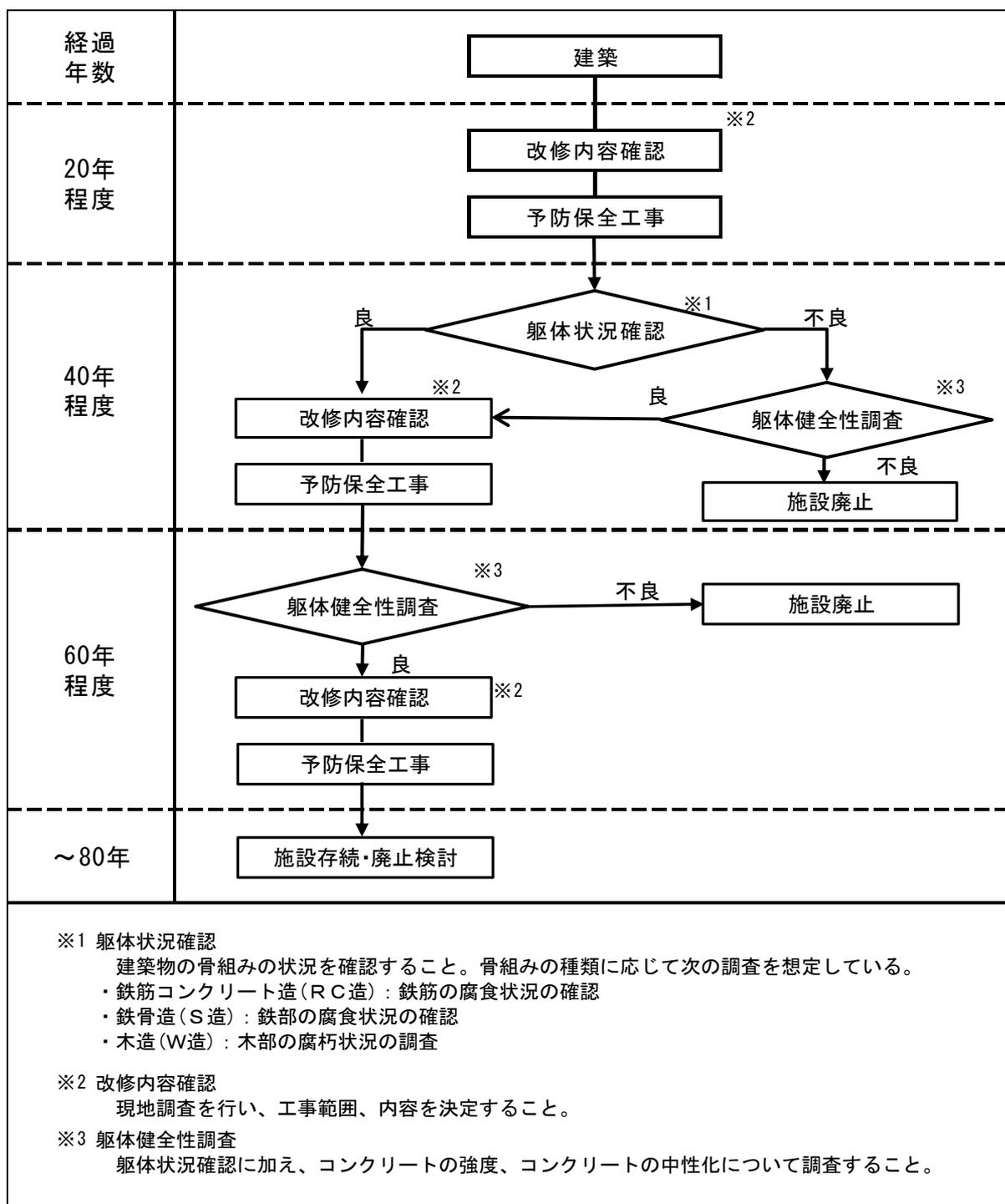
分 類	事後保全型維持管理対象施設 (88 施設、173 千㎡)
選定基準	予防保全型維持管理対象施設以外の施設
対象施設	県民の森ほか
実施基準	不具合や損傷などが発生した都度、その不具合等に対応した事後保全型維持管理を実施する。

保全工事に関するフロー

【図9】事業決定フロー



【図 10】 予防保全工事実施フロー



予防保全工事の主な内容（例示）

予防保全工事は、建築物の最低限必要な機能や性能を維持するうえで重要な部位を対象として、以下の工事を実施する。【表 5】

- ・屋上防水、外壁改修工事
- ・劣化部分の改修工事
- ・耐用年数に応じた設備機器の更新工事

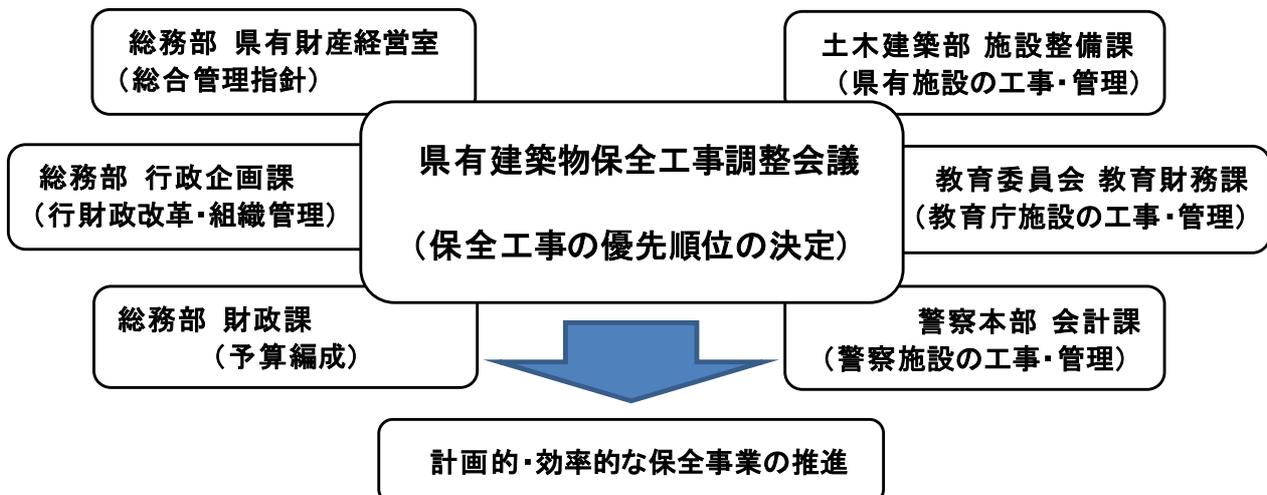
【表 5】 予防保全工事等の主な内容

施設管理者	保全事業			政策的改修	
		20、40、60年目	40年目	随時	
修繕	分解整備費/部品交換	機能回復	機能向上 (社会的要求)	機能向上 (付加)	事業用設備の改修・更新
破損修繕	非常用発電機	防水更新	内装仕上更新	新築・増築	検査・実験・研究室の改修
ランプ交換	中央式空調設備	外壁塗装改修	ユニバーサルデザイン化	機能強化のための工事 (耐震、防災、浸水対策)	演出・演色照明の更新
蓄電池交換	給排水設備	照明器具更新	空調方式変更	室用途の変更	舞台装置更新
消耗部品の交換		パッケージエアコン更新	洗浄機能付便座改修	間仕切り改修	音響設備更新
ギアオイル交換	舞台装置 音響設備 駆動装置	EV更新(リニューアル)	衛生器具更新	ZEB化改修 OAフロア化 太陽光発電設備設置 蓄電池の設置	家具等什器更新 建築物以外の工作物

保全工事の優先順位付け

効率的な保全工事を実施するため、総務部審議監を会長とし関係課室（行政企画課、県有財産経営室、財政課、施設整備課、教育委員会教育財務課、警察本部会計課）で構成する「県有建築物保全工事調整会議」において、改修内容の重要度や施設劣化状況等により保全工事の優先順位を決定し、費用の抑制及び平準化を図る。【図 11】

【図 11】 保全工事の優先順位付けのイメージ



(4) 安全確保の実施方針

点検・調査の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、施設管理者等は県有財産経営室に報告後、速やかに対策を講じる。

また、県有財産経営室は点検・調査の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

(5) 耐震化の実施方針

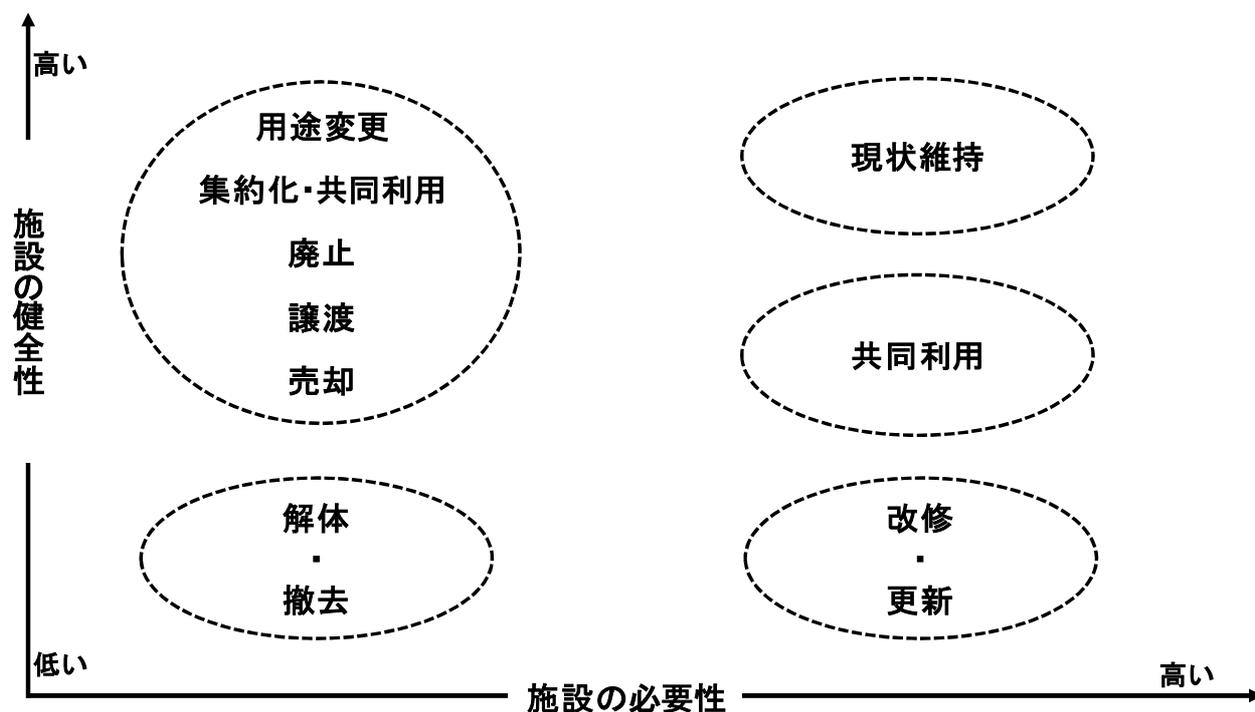
県民利用施設などの躯体部分の耐震化は完了しており、今後は災害時の拠点施設としての機能維持の観点も含め、必要に応じた対策を検討する。

(6) 統合や廃止の推進方針

社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性などを踏まえ、適切な時期（保全工事の時期の3年前など）に県有施設として保有する必要性を検証する。

県有施設として必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化、及び市町村や民間において有効活用が見込まれる施設の移管等を行い、令和16年度には令和5年度末の棟数（1,137棟）を下回るよう施設総量の縮小を図る。【図12】【表6】

【図12】施設総量に関する検討イメージ



【表6】施設総量の縮小に関する判断の参考

項目	判断の参考など
用途廃止、集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等により施設の利用状況が低下している場合 ・組織改正等により施設の利用がなくなった場合
用途変更	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止や集約化した施設が他の行政目的として、利用可能な場合 ・施設の利用状況に鑑みて、合理的な用途に変更されると認められる場合
譲渡、売却	<ul style="list-style-type: none"> ・県の施設として利活用する予定がない場合
共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・国や市町村施設等との共同利用が、県民の利便性向上につながる場合 ・既存施設に余剰があり、国や市町村施設等と共同利用しても、業務の低下を招くことなく、必要な機能を確保できる場合
改修・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な機能や面積などを精査し、過大な施設とならないよう留意 ・PPP／PFIなど民間活力の導入を検討

（7）ユニバーサルデザイン化の推進方針

「大分県福祉のまちづくり条例」（平成7年大分県条例第7号）や国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、ユニバーサルデザイン化を推進する。

（8）脱炭素化の推進方針

「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築・改修時におけるZEB化や蛍光灯の製造廃止に対応するための照明のLED化等の省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

（9）DXの推進方針

人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、赤外線機能付きカメラ搭載ドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

（10）地域材利用の推進方針

「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木造化や内装等の木質化での地域材の利用を推進する。

（11）民間活力導入の推進方針

新設・更新の際には「大分県PPP／PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、PPP

／P F I手法の導入を検討するほか、施設の維持管理においては包括的民間委託やE S C O事業等を検討するなど、民間活力の導入を推進する。

(12) 市町村との連携の推進方針

市町村と合同の点検・研修の実施などによる技術力向上を支援するほか、国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

(13) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県有財産経営室公共施設総合管理班が各施設の保安全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

① 推進体制

本計画は、県有財産経営室公共施設総合管理班が、施設所管課室や施設整備課等の関係各課室と連携して推進する。なお、本計画の推進に関する各課室の役割については、次表のとおりとする。【表7】

【表7】本計画の推進体制

担当課室	取組区分	主な役割・業務
県有財産経営室 (公共施設総合管理班)	施設の長寿命化の推進	・定期点検、調査の実施方針策定、見直し ・予防保全基準の設定、見直し ・県有建築物保全工事調整会議の運営
	施設総量の縮小	・情報提供
	多様な施策・主体との連携	・情報提供
施設整備課	施設の長寿命化の推進	・定期点検、調査の実施 ・保全工事の調査及び設計の実施 ・保全工事の執行 ・点検、工事履歴情報の管理
	施設総量の縮小	・施設の健全性等に関する技術的な助言
	多様な施策・主体との連携	・連携のための技術的な方針策定、助言
施設所管課室	施設の長寿命化の推進	・施設管理者への支援及び調整 ・基本情報の管理
	施設総量の縮小	・県所有の必要性の検証、方針案の作成 ・情報収集、情報提供
	多様な施策・主体との連携	・情報収集、情報提供
施設管理者	施設の長寿命化の推進	・日常点検の実施 ・修繕の実施

② 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、県有財産経営室公共施設総合管理班が行い、毎年度、県有財産利活用等検討委員会において、施設総量や保全工事、点検等の実績を報告する。

また、併せて、本計画に基づく取組の成果などについて、県民等へ情報提供を行うこととする。

③ 施設管理者への支援

県有財産経営室公共施設総合管理班は、予防保全型維持管理や点検等に係る相談体制を整備し、施設管理者等への情報提供や助言を行うものとする。

また、日常点検や維持管理も着実に実施できるように、毎年度、施設保全研修会などを開催し、施設管理者等の保全管理に対する知識向上に努める。

④ 効率的な維持管理の実施

各施設を効率的に維持管理するため、契約方法の見直しや省エネ器材の導入などにより、庁舎等の維持管理費の節減に努める。

4 施設分類別の情報

本計画の用途別施設分類（①庁舎等、②福祉・保健・衛生施設、③産業系施設、④教育施設、⑤芸術・文化施設、⑥スポーツ・レクリエーション施設、⑦職員住宅、⑧その他の施設）ごとに下記項目について取りまとめた。

【表8】参考：施設数総括表

区 分	主 な 施 設	総 数		うち予防保全	
		施設数	棟数	施設数	棟数
① 庁舎等	県庁舎本館など	33	127	17	28
② 福祉・保健・衛生施設	中部保健所など	23	107	20	36
③ 産業系施設	産業科学技術センターなど	23	405	12	24
④ 教育施設	大分高等技術専門校など	7	159	7	37
⑤ 芸術・文化施設	総合文化センターなど	3	6	3	6
⑥ スポーツ・レクリエーション施設	大分スポーツ公園総合競技場など	19	164	2	12
⑦ 職員住宅	国東単身者住宅など	32	80	15	16
⑧ その他の施設	防災航空隊待機所など	27	89	3	3
計		167	1,137	79	162

用語解説

○大分県行財政改革推進計画

本県行財政改革の指針となる次世代の社会の姿を見据えた行政運営の仕組みづくりとなる計画のこと。

○大分県県有施設整備等基金

県有施設を整備し、又は改修するとともに県有施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画を推進するために設置された基金のこと。

○大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における地域材の利用の目標等を定めた方針のこと。

○大分県公共施設等総合管理指針

公共施設等の状況を的確に把握した上で、施設保有の在り方や施設の機能発揮の方針を示すために策定された指針のこと。

○大分県地球温暖化対策実行計画

本県の自然的・社会的条件を踏まえた温室効果ガス削減対策である緩和策と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の取組を明らかにした計画のこと。

○大分県長期総合計画

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目的を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにした計画のこと。

○大分県福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的とした条例のこと。

○大分県立文化・スポーツ施設等整備基金

県立の文化施設、スポーツ施設等を整備し、もって未来を担う子どもたちの夢の実現に資するために設置された基金のこと。

○改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。(例) 耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

○躯体

建築物の骨組みなど、全体を構造的に支える部分のこと。

○建築物

学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

○更新

老朽化に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備すること。

○個別施設計画

施設を管理・所管するものが各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組等を踏まえた上で、必要事項を記載した行動計画のこと。

○コンクリートの中性化

一般に空気中の二酸化炭素の作用を受けて、コンクリート中の水酸化カルシウムが徐々に炭酸カルシウムになり、コンクリートのアルカリ性が低下する現象をいう。鋼材の周囲を包んでいるコンクリートが中性化すると鉄筋の不動態被膜が破壊されるため、水や酸素の浸透により鉄筋がさび、構造物の耐荷性や耐久性が損なわれる。

○事後保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する機能が要求性能を下回る（または下回った）可能性がある段階で対策を講じること。

○単純更新

長寿命化対策を行わず公共施設等の耐用年数経過時に更新すること。

○包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

○ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味しており、年齢や性別、個人の能力差、国籍など、さまざまな特性や違いを超えて、全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方のこと。

○ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するためにとりまとめられた計画のこと。

○予防保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で予防的な対策を講じること。

○DX

デジタル技術とデータを活用して、人々の生活をより良い方向に変化させること。デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。

○ESCO

省エネルギー改修により実現する光熱水費の削減分で、初期投資や管理経費などを賄う包括的サービスのこと。Energy Service Company の略。

○LED

発光ダイオードのこと。Light Emitting Diode の略。LEDを使用した照明器具は、蛍光灯より寿命が長く、消費電力が少ない。

○OAフロア

床下に空間を設けて、ケーブルやコンセントなどを納める二重構造のオフィスの床のこと。

○PPP

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す仕組みのこと。Public Private Partnership の略。

○PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。Private Finance Initiative の略。

○ZEB

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。Net Zero Energy Building の略。一次エネルギー消費量の削減状況に応じて、『ZEB』(100%以上)、Nearly ZEB (75%以上)、ZEB Ready (50%以上)、ZEB Oriented の4種類が定義されている。